



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 20 日 (火)
第 7 8 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (248) (西部総合事務所県民局) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (249) (協働推進課) 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠の選挙に係る 選挙人名簿の縦覧 (250) (景観まちづくり課) 3
	建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正 (251) (〃) 3
	ブルセラ病検査等の実施 (252) (畜産課) 4
	土地改良法による換地処分 (253) (耕地課) 6
	保安林の指定施業要件の変更予定 (5 件) (254~258) (森林保全課) 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課) 10
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 10

告 示

鳥取県告示第 248 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年5月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成19年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人喜八プロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

判澤 正大

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市四日市町37

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、米子市出身の映画監督岡本喜八のスピリットをよりどころに新たな創造活動を支援することを目的とし、地域活性化に関する事業を通じて地域住民とともに住みよいまちをつくることを目指す。

鳥取県告示第 249 号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7045	雑誌	エロカッコ e VOL. 2	雑誌 16496-03	株式会社メディアボーイ
7046	〃	アジア王 3月号	雑誌 11403-3	マイウェイ出版株式会社
7047	〃	ヴァッカ！ VOL. 93	雑誌 07373-04	株式会社バウハウス
7048	〃	Hオフィス裏事情 Vol. 01	雑誌 13778-4	株式会社一水社
7049	〃	GOLD Vol. 2	雑誌 13730-04	株式会社コアマガジン
7050	〃	遊べる熟女 3月号	雑誌 11471-3	雄出版株式会社
7051	〃	ベストビデオ 3月号	雑誌 17991-03	三和出版株式会社

7052	〃	DAAH! 4月号	雑誌 06059-4	株式会社ビデオ出版
7053	〃	DOPE 4月号	雑誌 16639-4	KKベストセラーズ
7054	〃	スコラ No.506	雑誌 15401-3	株式会社スコラマガジン

鳥取県告示第250号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧期間 平成19年3月20日から同年4月3日まで
- 縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
米子市加茂町一丁目1 米子市建設部都市整備課
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

鳥取県告示第251号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成17年鳥取県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前																
<p>(閲覧所)</p> <p>第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要書の区分</th> <th>閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	略		東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課	略		<p>(閲覧所)</p> <p>第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>概要書の区分</th> <th>閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>倉吉市及び東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</u></td> <td>倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	略		<u>倉吉市及び東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</u>	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課	略	
概要書の区分	閲覧所																
略																	
東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課																
略																	
概要書の区分	閲覧所																
略																	
<u>倉吉市及び東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</u>	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課																
略																	

鳥取県告示第252号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蝕病検査、鶏マイコプラズマ病検査及び高病原性鳥インフルエンザ検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蝕病、鶏マイコプラズマ病及び高病原性鳥インフルエンザの発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲**(1) ブルセラ病検査**

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村及び八頭郡佐治村の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡家町の区域に限る。）及び若桜町、倉吉市（平成17年3月22日市町村合併前の東伯郡関金町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡泊村の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び江府町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成19年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村、気高郡気高町及び鹿野町並びに八頭郡用瀬町及び佐治村の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡家町及び八東町の区域に限る。）、若桜町及び智頭町、倉吉市、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡羽合町及び泊村の区域に限る。）、北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町及び中山町の区域に限る。）並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成19年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成19年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

- (3) ヨーネ病検査
- ア (2)に掲げる牛
- イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛
- ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの
- カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成19年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの。
- キ その他知事が必要と認める牛
- (4) 牛海綿状脳症検査
月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの
- (5) 馬伝染性貧血検査
馬
- (6) ニューカッスル病検査
鶏
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (8) 腐蝕病検査
みつばち
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (10) 高病原性鳥インフルエンザ検査
鶏（1,000羽以上飼養している採卵鶏飼養農場に限る。）
- 4 実施の期日
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 5 検査の方法
- (1) ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 馬伝染性貧血検査
寒天ゲル内沈降反応
- (6) ニューカッスル病検査
臨床検査及びH I抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
ひな白痢急速凝集反応
- (8) 腐蝕病検査

- 肉眼的検査及び細菌学的検査
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (10) 高病原性鳥インフルエンザ検査
血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）
-

鳥取県告示第 253 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第18工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 254 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町上津黒字城山479の3、480の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 255 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町上津黒字スグ谷475の2、475の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 256 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字中瀬166の2、167の2(次の図に示す部分に限る。)、167の5、173の6、173の8、174の2(次の図に示す部分に限る。)、字倉掛442の3、442の4、447の2、452、459の2(次の図に示す部分に限る。)、459の3、459の4・460・字小泓499の2・字オノ岡511の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、516の1、527の2、字井手下532から534まで、535の1、535の2、545、字西側1695、字向山1899の2、字横尾上1921、1922、1923の1、1924、字丸山1934から1936まで、1936の1、1937、1938、1939の2、1939の4、1940、1940の1、1941の1、1942の1、1942の2、1943の2、1943の4から1943の6まで、1944の1、1944の2、1944の4、1945の1から1945の3まで、字神場1963、字センダラ尾1968の2、1968の14、1968の15、字池ノ平1983、1984、字池ノ平大鱈谷平1988の2、字大鱈谷大山右ノ平1993の2、字菰谷1994の2、1994の4、字南神場平1996の3、字川ノ平上2021から2028まで、字南谷上2029の4から2029の9まで、字口ノ谷西側2034の1、2034の3から2034の6まで、2034の10から2034の14まで、2034の16、字雨堤2035の3、2035の10から2035の15まで、字高尾林2037の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字西岡226、227、字柿ノ違375、字奥中瀬527、字原谷口741、字小紋谷766の3、766

の4、769の2、769の3、字広崎960の2、960の6、字向畑ケ967、968、大字洗井字野中582の2、585の1、585の2、586、589、590、592、594、596、597の4、598、字塔田600、602、609の2、611の3から611の5まで、612、613の2、614、615の2、字地藏前636の2、637の2、640の2、641の1、641の2、642の2、642の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 257 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市百谷字小礮羅364の1、365から369まで、字小滝370、字大滝371、字左り小礮羅372から375まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市立川町一丁目171、立川町四丁目214、218の1、222、223、卯垣一丁目303から307まで、313、325、326、331、340の1、343、345、349、351、353、354、356、浜坂字清水ヶ谷1109、字上ノ山ノ一1116

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜坂字清水ヶ谷1109、字上ノ山ノ一1116

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市立川町四丁目210、211、219、220、卯垣一丁目301、302、湯所町一丁目774から776まで、覚寺字下土居413の2、字一本松620、622、623、字女夫山779の2、字飛ト谷797の3、字穴ヶ谷東平801の2、字穴ヶ谷西平802の2（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ山870の1、870の3、870の4、871の1、871の2、871の4、871の5、872の2、872の3、872の7から872の9まで、浜坂字上ノ山ノ一1110から1114まで、1120、1131から1133まで、字上ノ山ノ二1134、1142の1、1142の2、1142の5、1146、字北裏山1385の16から1385の18まで、1386の4、1386の13、百谷字神武363の2、字小礪羅364の2、字安畑479、479の1、字南谷496、字大沢502（次の図に示す部分に限る。）、字榎峠527の11、527の12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 258 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字宮ノ谷山62の3、63、字緑屋万歳川西山1768の1、1768の2、字緑屋彦塔1769の1、1769の2、1770、字緑屋頭無シ1771、字奥緑屋1772、字緑屋悪谷1773の1、1773の2、字緑屋上ミ塚丸谷1774、字緑屋下モ塚丸谷1775の1、1775の2、字緑屋藤吉山1778、字緑屋オノ峠1784の1、1785の1（次の図に示す部分に限る。）、1785の3、字日向悪道山2916の1、2916の2、2916の5、2916の6、2917、2918、字御墓山2954の1、字高橋山2956の2、2956の3、2956の16から2956の28まで、字宮ノ上エ2958の5から2958の18まで、2958の20から2958の34まで、2958の43から2958の53まで、字ヤキガ谷2959、下阿毘縁字中谷737の1から737の37まで、737の44、737の46から737の48まで、737の51、737の52から737の55まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、737の56から737の65まで、737の67、字小屋床山748、字金井谷山749、字滝

ノ上山750

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字小屋ヶ谷2981の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成19年3月20日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成19年3月21日(水)午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 平成19年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

(2) その他

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年3月20日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立厚生病院清掃業務、食器洗浄業務及び受水槽・高架水槽清掃業務 各一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成19年3月6日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エバークリーン
倉吉市福庭町一丁目288 |
| 5 落 札 金 額 | 139,125,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成19年1月23日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局総務課
倉吉市東昭和町150 |